

新旧対照表(製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム設計構築・運用管理業務調達仕様書 p.51 及び 52 8. 業務サービス(16)メール共有サービス)

旧	新
(16) メール共有サービス 複数の担当者による受信メールへの対応を管理するメール共有機能を提供すること。 クラウドサービスにより機能提供する場合には、サービス全体として ISMAP クラウドサービスリストに掲載されていることは要さず、その稼働環境が ISMAP クラウドサービスリストに掲載されていれば要件を満たすものとする。 ア. 基本要件 (ア) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間は 111 人以上、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日の間は <u>71 人</u> 以上がメール共有サービスを利用できること。 (イ) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間は 19 個以上、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日の間は 15 個以上のメールアドレスを利用できること。 (ウ) 送受信ともにメールを管理できること。 (エ) メールの一斉送信ができること。 ～(以下略)～	(16) メール共有サービス 複数の担当者による受信メールへの対応を管理するメール共有機能を提供すること。 クラウドサービスにより機能提供する場合には、サービス全体として ISMAP クラウドサービスリストに掲載されていることは要さず、その稼働環境が ISMAP クラウドサービスリストに掲載されていれば要件を満たすものとする。 ア. 基本要件 (ア) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間は 111 人以上、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日の間は <u>85 人</u> 以上がメール共有サービスを利用できること。 (イ) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間は 19 個以上、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日の間は 15 個以上のメールアドレスを利用できること。 (ウ) 送受信ともにメールを管理できること。 (エ) メールの一斉送信ができること。 ～(以下略)～